

福岡県公報

平成二十九年十二月二十二日
第三千九百五十三号
増刊
①

目次

人事委員会

○福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則
正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) …………… 一

正 誤

○福岡県立久留米スポーツセンター条例の一部を改正する条例 (平成二十九年六月三十日福岡県条例第二十四号) 中正誤 …………… 四

人事委員会

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第三十号

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則 (昭和四十九年福岡県人事委員会規則第二号) の一部を次のように改正する。

様式第十七号の二(裏) 注意事項1中「就業中(中略)する退職手当等」を「就業中(中略)する退職手当」に改める。

様式第十九号を次のように改める。

様式第 1 9 号 (第22条関係)

(表)

移転費に相当する退職手当支給申請書

① 申請者	氏 名		受給資格証 番 号													
	移転前の住所又は居所															
	移転後の住所又は居所															
② 就職先の事業所	所 在 地															
	名 称															
③ 就職決定年月日	年 月 日	※雇用期間														
④ 受講する公共職業訓練等の施設	所 在 地															
	名 称															
⑤ 特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介による就職の場合、その所在地及び名称	所 在 地															
	名 称															
⑥ 受講指示年月日	年 月 日	⑦ 受講開始年月日	年 月 日	⑧ 受講終了予定年月日	年 月 日											
⑨ 移転開始予定年月日	年 月 日	⑩ 乗車(船)の場所(出発空港)		⑪ 下車(船)の場所(到着空港)												
⑫ 移転する者の氏名	⑬ 生年月日	⑭ 続柄	※鉄 道 賃		※船 賃	※航空賃	※車 賃	※移転料	※着後手当	※計						
			距離	運賃	急行料金	計	距離	運賃	距離	運賃	距離	支給額	距離	支給額		
本人			和メル	円	円	円	和メル	円	和メル	円	和メル	円				円
家 族																
※合計			和メル	円	円	円	和メル	円	和メル	円	和メル	円				円
					※就職先の事業主から支給される就職支度費の額				円							
					※差引支給額				円							
福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則第22条第2項の規定により、上記のとおり移転費に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 申請者氏名																
任命権者 殿																
(印)																

(裏)

注意事項

- 1 この申請書は、移転の日の翌日から起算して1箇月以内に、任命権者に提出すること。
- 2 この申請書には、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えて提出すること。
- 3 就職するために移転する場合には、④欄及び⑥欄から⑧欄までは記載しないこと。
- 4 公共職業安定所の紹介による就職をするために移転する場合には、⑤欄は記載しないこと。
- 5 公共職業訓練等を受講するために移転する場合には、②欄、③欄及び⑤欄は記載しないこと。
- 6 ⑨欄には、移転のために出発する予定年月日を記載すること。
- 7 ⑫の家族欄には、随伴する同居の親族のうち申請者の収入によつて生計を維持している者について記載すること。この場合には、その事実を証明することができる書類を添えること。
- 8 ※印欄には、記載しないこと。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、平成三十年一月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の様式によるものとみなす。

正 誤

29・6・30	発行年月日
3905 増刊①	番 公 号 報
条 例	種 類
二 十 四	同 番 上 号
九	ペ ー ジ
	上 欄
○	下
	行
表 中	備 考
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 午後一時から 午後五時まで </div>	正
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 午後六時から 午後九時まで </div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 午後一時から 午後五時まで </div>	誤
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 午後一時から 午後五時まで </div>	